

●香川県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、三木町選挙管理委員会から平成28年4月1日に指定を行った旨及び指定の取消しを行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することができる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成28年5月6日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
三木町	略		三木町	略	
	三木町老人福祉会館あけぼの壮	略		三木町老人福祉会館あけぼの壮	略
	津柳地区コミュニティセンター	略		旧神山小学校屋内運動場	木田郡三木町大字奥山999番地1
	略			津柳地区コミュニティセンター	略
	三木共同福祉施設	略		略	
	三木町文化交流プラザ	略		三木共同福祉施設	略
	略			旧小叢小学校屋内運動場	木田郡三木町大字小叢1351番地1
	駒足ふれあい会館	略		三木町文化交流プラザ	略
	三木町防災センター	木田郡三木町大字氷上310番地1		略	
	三木町農村環境改善センター	略		駒足ふれあい会館	略
略		三木町農村環境改善センター	略		
略		略			
略		略			